

減量認定に関する事務取扱要領

(目的)

- 1 この要領は、神戸市下水道条例（以下「条例」という。）第16条第2項及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第12条の4に規定する排除汚水量減量認定事務の取扱いを定めるものとする。

(対象事業所)

- 2 条例第16条第2項の規定による公共下水道に排除した汚水量の認定は、営利活動に限らず、事業所全般を対象とする。

2 減量認定（公共下水道に排除しない水量の認定をいう。以下同じ。）は、処理区域内の事業所のうち、製氷若しくは食品製造等の製品化、クーリングタワー若しくはボイラー等の蒸散又は散水等により、使用する水量と公共下水道に排除する汚水の量とが著しく異なり（公共下水道に排除しない水量（以下「減量水量」という。）が100 m³/2ヶ月以上のものをいう。）、減量水量が明確に把握できる事業所を対象とする。

(申告の査定)

- 3 事業所から排除汚水量減量申告書による申告（以下「減量申告」という。）がなされたときは、その内容の適否を査定するものとする。

(減量認定の方法)

- 4 減量認定は、減量申告に基づき原則として水道水の検針日を基準とし、次の検針日までの減量水量をもって行うものとする。

2 別に定める日までに減量申告がない場合は、当該期間に使用した水量の全量を公共下水道に排除したものとみなすものとする。

3 4-1の規定にかかわらず、やむを得ない場合にあっては前年度の実績に基づいて減量認定を行うことができるものとする。

(減量認定の基準)

- 5 減量水量の認定は対象を考慮して、事前協議のうえ、次の各号に定める基準により行うものとする。

(1) クーリングタワー、ボイラーを使用する場合は、減量申告者の負担において、その給水システムの適切な場所に量水器を設置し、その計測水量の75%にあたる水量を認定する。

(2) 製氷の場合は、氷の出荷量から算出した水量を認定する。

(3) 製品化の場合は、含水率、製品出荷量から算出した水量を認定する。

(4) 散水の場合は、減量申告者の負担において、散水の水量を計測できる適切な場所に量水器を設置し、その計測水量を認定する。

(5) 2-2の規定にかかわらず、減量申告者の負担において、排水口に排水メーターを設置し、公共下水道に排除する汚水量を正確に計測できる場合には、その計測水量を排除汚水量として認定する。

(6) 前各号によりがたい場合は、水の使用状態に応じて適切な方法で認定する。

2 減量申告者は、減量水量の算出根拠について、その明細資料を添付しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、昭和51年4月1日から実施するものとする。

(経過措置)

- 2 減量水量の認定は、従前から継続して減量申告がなされる場合、51年度に限りなお従前の例によることができるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成12年4月1日から実施するものとする。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際に現に存する、この要領による改正前の様式は、当分の間、なお使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から実施するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から実施するものとする。